

那覇地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 開催日時

平成28年11月25日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）阿部正幸（委員長），金城忠雄，剣持淳子，崎濱秀也，潮海二郎，清水一成，白井智之，前田貴子，宮城修，望月保博，森本忠昭，

（説明者）那覇簡易裁判所庶務課長，同主任書記官

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長，広報係長，広報係

4 議事

(1) 委員の紹介

(2) 意見交換（テーマ：「民事調停制度」について）

意見交換に先立ち，民事調停制度について那覇簡易裁判所庶務課長及び調停担当主任書記官から制度説明及び当庁の実情等の説明を行い，引き続き，庁舎内の民事調停事件の受付窓口，当事者待合室，調停室の見学を行った。

【意見交換】（●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所）

●：「民事調停制度」について，意見交換を行います。先程，パワーポイントでの説明並びに庁舎内での受付窓口，待合室，調停室等を見ていただきましたが，それらについて，御質問や，御意見，御感想など，どんなことでも結構ですので活発な発言を承りたいと思います。

○：調停委員の確保が課題だということですが，調停委員を選定する場合はどのようにしていますか。

◆：取り扱う調停事件に関して専門的な知識を持っていらっしゃる方を幅広く選任させていただきたいので，専門的な知識をお持ちの方の所属する団体などに紹介を依

頼して推薦していただいたり、現役の調停委員に対し同人が所属している団体に推薦していただける方がいないかなど、依頼し、推薦していただくなどしています。

また、自薦でも候補者となりえますので、そのような方の中から選任しています。

○：那覇の調停委員の任命数が81名ということでしたが、沖縄県の人口に対する調停委員の人数としては、多いとか少ないとかありますか。

◆：人口に対応して調停委員の人数を確保しているわけではなく、調停事件数に応じて調停委員を任命しています。

○：質問が2点あります。1点目は、沖縄の場合、宅地建物に関する調停事件数が多いとのことでしたが、それは、宅地建物調停事件のどのようなケースの調停事件が多いのでしょうか。2点目は、新受件数の動向が減少傾向だということですが、その理由をお伺いしたい。

◆：宅地建物調停事件の内訳は、賃料増額請求、建物明渡請求、及び建物収去・土地明渡請求などです。この中で、平成27年は、宅地建物調停事件が合計39件ありましたが、その内、賃料増額請求は29件です。その他に、建物収去・土地明渡以外の事件が2件ありますので、この二つの類型で全体の8割を占めているということになります。調停事件数の減少についてですが、特定調停事件が激減しているためであり、理由の一つとしては、過払金返還請求訴訟が大幅に増えたことで、特定調停を個人で申し立てて裁判所で分割払いの話をするというニーズ自体が減ってきていることも考えられます。一般調停事件については、毎年全国で3,000件ずつ減少してきているという点に関しては、ADRなどの手続において、任意に紛争解決しているのか、裁判所が利用しづらいと感じられて、躊躇されているのか分析はできていません。なお、今まで、法律的な判断が必要な事案について、裁判所は中立的な立場から、調停事件を運営してましたが、現在は裁判所が積極的に事案についての法的判断として事実認定を行い、心証をある程度開示して納得性の高い調停案を提示して調停の機能を高めるといった取り組みをしているところです。

○：全国的には、カタカナの名称の法律事務所で「過払い金ありませんか？」とテレビコマーシャル等が放送されていますが、そういった広報活動といますか、宣伝

活動が効いているということですか。

- ◆：法律事務所がテレビコマーシャル等を利用して、過払い金返還請求をするとこれくらい返還金がありますよとアピールをされています。弁護士はそういったノウハウ等を持っておられますので、これは訴訟で解決、これは裁判外で解決、もしくは、債務超過に陥っていれば、特定調停でなく民事再生手続や破産手続である等、上手に手続を振り分けていただけているのではないかと思います。
- ：特定調停については過払い金返還請求ヘニーズが移行してきているため、制度として使われなくなってきているのではないかと思います。それ以外にも、一般調停事件も減ってきているのが現状で、なぜ減ってきているのかはよく分からないところもありますが、裁判所としても我々裁判所側にも至らないところがあったのではないかとということで、もっと機能強化をしなければいけないのではないかとこの検討もしています。
- ：調停の場で双方納得できない場合は、訴訟に移行する場合もあると思いますが、そのようなケースに関する数値的なデータはあるのですか。
- ◆：弁護士が代理人として付いている場合には、先ずは、当事者間の話し合いということで、調停を申し立てられて、双方の折り合いがつかないということであれば、訴えを提起される方が多いです。個人で申し立てられる場合は、訴訟ではできないのではないかとこの事案を申し立てに来られることがあります。そのような場合に、これは調停でしかできませんよとご説明をして、調停を申し立てていただいて、調停の場で、双方合意に至らなかった場合には、仕方がないということで、諦める方もいらっしゃるし、どうしても訴訟手続をしたいということで、簡易裁判所の訴訟を申し立てられる方もいらっしゃいます。
- ：他の委員の方、何かご質問等はありませんか。
- ：今日は貴重な経験をさせていただき、ありがとうございます。先ず、感想から述べさせていただきたいと思います。民事調停制度について詳しく知らなくて、今回、この機会に詳しく知ることができました。調停事件の減少や、広報について関わることなのかもしれませんが、もっと民事調停制度について、比較的安価で早く解決で

きる制度があるということ、生活の中でもっと耳にして、目にする機会を増やすことはできないのかなと思いました。というのは、私は今日初めて裁判所に来まして、とても、敷居が高いと感じました。なので、生活の中でもっと制度を知り得るためのパンフレットなどが気軽に手に取れたりとか、あるいは公的機関だったり、民間の苦情相談窓口とかがあると思いますが、そういうところで、民事調停制度があるんだよというようなことが早い段階で知ることができたらなと感じました。裁判所に来る人は、裁判所に足を踏み入れる段階で相当な高いハードルを越えて来た、裁判で係争中の相手と戦う意識満々の人たちだったりすると思います。民事調停は、その前にもっとソフトに解決できるとても良い制度だと感じましたので、もっと暮らしの中であることがわかったらいいなというのが一つです。例えば企業であれば、人事労務の担当やハラスメントの窓口みたいなところが、相談内容によって、こういうときにはこのような解決方法があるよと教えてくれますが、そういった感じで民間の、特に不動産関係のトラブルが多いとかというのであれば、何かそういう相談窓口、民間でもNPOでも公的機関でもこういう便利な制度がすぐに提案されれば、解決がすごく早くできるのかなと感じました。あと、企業も権利義務の主体として紛争当事者になり得るわけですが、労働審判には、よく経営者側の方々も調停委員のような形で訴訟に参加できるということでお役に立っていることもありましたので、今回、弁護士の方や専門家の方々が多いということですが、見てみますと、凄く多岐に亘っている事件が多いのであれば、経済界の方々、或いは、私が所属している団体も経験を生かしてお役に立てるかもしれないなと感じました。広報活動でも調停でもお役に立てることがありましたら、経済団体の方にもお声かけしていただけたらいいなと思いました。施設についてですが、先ほど待合室を拝見させていただきましたが、絵画があつてほっとしたのですが、もし可能であれば、スペースはあったので、観葉植物など、生きたものが何かあつたら、ちょっとほっこりするかなと思いました。

- ：いろいろ多岐に亘り、鋭い建設的な御意見ありがとうございました。私たちの、広報活動については至らない点もあり、課題として取り組んでいるところでありま

して、例えば、調停制度の広報といたしましては、模擬民事調停を企画いたしまして、それを皆様に周知したところ、30名から40名の方が参加されました。そういったことも試みたりなどしております。それでもまだまだ、不十分な点があるのかなと思っているところです。また、経済界の方々に御協力いただけるというのも、非常に心強いお言葉でした。今後ともまた、皆様の御協力をいただければと思っております。ありがとうございました。担当係の方で、広報について何か追加説明などはありますか。

◆：広報活動として、計画しているものはないのですが、一般待合室の中に、広報スペースを設けており、模擬民事調停の時の様子をパネルにして展示し、手続関係のパンフレットなども置いておりますので、ご覧いただければと思います。その展示スペースは、一般の方も自由に入出りできるようにしております。飲み物の自動販売機なども設置しており、イスとテーブルも設置して、談笑できるようにしております。敷居が高くてなかなか裁判所に入って来られないというようなお話もありましたが、裁判所へ来られた際には、そのスペースもご利用いただければ幸いです。また、5月の「憲法週間」や10月の「法の日」週間などには、例年、那覇市等の施設を利用して無料法律相談会を実施しておりますので、ご利用していただければと考えております。

●：裁判所自体が一般の方には確かに入りにくい、敷居が高いとなると、一般待合室で展示等をしていても、限界がありますので、裁判所の外での広報活動の充実も、一つの課題だと思っております。ご指摘をしっかりと受け止めたいと思っております。

◎：民事調停制度に関し弁護士として日常の業務の中で感じていることがありますので、いくつか御報告をさせていただきます。先に1点質問がありますが、調停で専門家調停委員が担当している割合が分かれば教えていただきたい。法律相談を受けの中で、相談者に簡易裁判所で調停手続の相談をされてみては、というふうに勧めることは結構あります。ケースとして1番多いのは、まず、当事者間で話し合いをされるのですが、話し合いがこじれた段階で相談に来られます。話し合いの内容を聴いて

みると、内容を整理してアドバイスしてあげればまとまりそうな事案があります。これは弁護士費用をかけてやるものでもないですよと説明して、調停手続の中で話し合い、整理してもらったら解決するかもしれないので、一度試みてくださいというアドバイスをすることがあります。もう1つのケースは、かなり煮詰まったところまでいっているのですが、最後の10万円、20万円をお互い譲らなくて、話が決裂していることがあります。このような場合、弁護士事務所へ来られる方は、これ以上は、10万円も負けれないので、裁判をやってくれとおしゃってくるのですが、「このような事案に対する弁護士費用は20万円くらいかかります。弁護士費用の半分の額を話し合いの場で上乘せすると和解できるので、これも弁護士費用をかけたと思って10万円乗せて提案したらどうですか。」とアドバイスして、話し合いで解決されるケースもあります。あとは、本人も相手方も事実はわかっている、決して相手が争っているわけではないのですが、証拠を作っていないというケースがあります。裁判になり相手に弁護士が付いて、否認されると証明できなくて解決できなくなるというケースだと、まず、話し合いの段階で、相手方が事実を認めてくれればまとまるかもしれないので、調停手続をしてはどうですかと勧めます。もう一つは、もともと非常に係争金額が小さくて、弁護士が入って2回、3回調停に出してしまうと、元が取れなくなるので、ご自身で頑張ってくださいというケースがあります。これが、私が相談を受けた時に勧める調停の類型です。当事者の方が最終的に調停手続のため裁判所へ行ったかどうかはわかりませんが、ハードルとしては、精神的には敷居が高いというのがどうしてもあると思います。それから、呼び出しまで1カ月、2カ月かかるというのも少し重たい感じがします。書面を書くのがどうしても苦手という方もいらっしゃるって、この辺を口頭でどこまで拾い上げられるかということも課題となると思います。なかなか難しい問題ですが、申立ての段階でもそうですし、調停の中では、口頭で話した内容をメモにとり取っていただく形で進んでいくのですが、あとは、必要な証拠を揃えるのが、なかなか手間だという方に対して、どこまでケアができるのかなというところなど何点かハードルとして残っているという印象を持っております。他方で、弁護士が代理人としてつく

ケースで調停を利用する割合は、私が感じている限りでは、高くないという感じがします。というのは、まず一つは、弁護士のところでは相談を受ける段階まで来ているのは、こじれているケースが多いので、調停を申し立てて、話合いのテーブルについても、すぐ解決とはなりにくい、どうしても主張・立証をかみ合わせて、ある程度証拠が出てきて、筋が見えて初めて、負けそうだから譲歩しようかというような話が出てくるので、そういったことを考えると、調停から入って行ってまともないと、裁判のやり直しになってしまい、二度手間になりやすいということを考えると、最初から裁判で行きましょうかということになりがちかなということがあります。調停を実際にやるケースもあるのですが、口頭で事情を説明されて、調停委員が非常に熱心にメモをとっていただいて、そのメモがある意味、宝の山といただきますか、相手方からも多数の事実を認めてもらえるというケースもありますが、裁判になってしまうと、そのメモの部分が出てこなくなるので、もう一度裁判でやると、否認されて、振り出しに戻ってしまうことになるということもあって、弁護士が代理人として付くと利用しにくい部分があるように感じます。当事者が一緒に出頭していて、調停の段階では相手方が認めていたが、裁判で否認されると、感情を害して、逆にこじれる場合もあって、そういう意味では、最初から裁判で証拠も踏まえていながら、筋が見えてきたところで、和解に持ち込むほうがコストパフォーマンスは優れているというか、そういう感覚で勧めているケースが多いように思います。もう一つは調停委員により変わるかもしれませんが、当日の期日に書記官がいないところで、相手方が資料を大量に持ってこられて、一応、写しをもらうのですが、あれがきちんと整理されて記録として残っているのか、ちょっと不安になるケースもあって、後で裁判になるときにそれが出てこないとなると不安かなということもあります。弁護士が代理人として付くときは基本的には訴訟からという形が多い実態という認識です。

- ：いろいろと整理して御説明していただき、ありがとうございました。係の方から統計で分かった点等があれば説明をお願いします。
- ◆：先ほど質問のありました調停事件に代理人が付いた割合ですが、平成27年の数

値で、全国では全事件の40パーセントを少し超えるくらいであり、福岡高裁管内では22パーセント、那覇簡易裁判所では29パーセントで、3割程度は弁護士が代理人として申し立てているということになります。あと、証拠が少ないものであるとか、ご本人が書面を書くのが難しいというようなことでしたが、申立書を書いていただくにあたっては、定型の書式を用意していきまして、必要事項を書き込むことにより申立書が完成します。定型の書式のないものに関しては、ご本人に書いていただくのですが、最低限書いていただきたい内容については、参考となる書物を教示して、作成しやすいようにしています。それ以外で言いたいことがあれば、時系列でもいいし箇条書でもいいから書いてくださいと説明しています。1回で申立書を完成してこられる方は殆んどいらっしゃらないので、2～3回裁判所へ来ていただき、これはどういうことなのかと確認しながら申立書を完成させていくこととなりますので、ご本人がきちんと書けなくても、裁判所としては、申立書が出来上がる段階では、ある程度の背景事情であるとか、こういったところが問題となっているのかというのが分かりますので、事件メモを作成して、そのメモを調停委員に引き継ぎ情報提供して、調停事件の手續に臨むようにしています。調停手續で積み上げられたいろいろな事実については、当事者双方の了解を得て、それまでに築き上げてきた合意できる部分、認められない部分を不成立調書の中に整理して残しておくなどの事例はあります。

◎：私も裁判所の受付でいろいろ工夫されていて、申立書も簡易に書けるようになっていることも承知していますが、その簡単な申立書を書きに行くことさえもハードルに感じてしまうレベルの方が結構いますので、そのことを申し上げたところです。調書の話ですが、本当に可能でしたら、毎回の期日の内容を簡単に整理したのも、期日ごとに作成していただければ非常に使い勝手がいいかなと思いつつも、他方で、負担の大きいところですので、毎回の期日というのは難しいかなとも思いますが、我々弁護士も工夫して形を残すような段取りで進めて行きたいと考えております。

●：ありがとうございます。他の委員の方は何か御質問等がありますか。

- ：委員は何年間か調停委員をされていたという事をお聞きしていますが、できれば調停委員を経験されてのご感想などをお聞かせいただけないでしょうか。
- ：委員，元調停委員として，ご自身の調停委員のご経験について，調停について考えることがありましたら，何でも結構ですから，お聞かせください。
- ：調停委員をしていた経験から申し上げますと，調停委員をしていて思ったのは，先ず当事者の話をとにかくどういう話でもちゃんと聞くということが大事だなと思います。いうまでもないですが，一般的に，当事者は，自分が何か言いたいという時には人の話は聞かないですよね。ですから，当事者が何か主張したいという時は話を聞いて，争点を整理して，必要なものはこういう資料が必要でしょうから，次回期日までに準備されたらどうでしょうかというようなアドバイスなどもしたりしていました。そうすると本人も納得していました。当事者は，いろんなことを自分に有利なように理解していて，自分に不利なようなことはできるだけ忘れているのではないのかなと思えるほどで，そのようなことを調停委員としてしっかり見極めて対応する必要があります。一番大事なことは，当事者の話を事実と合わない点があったとしても，良く聞くということだと思っています。
- ：もうお一方，調停委員としてのご経験について，お聞かせください。
- ：医療事案の場合は，調停事件となることが少ないですね。中には，直接裁判所に訴訟を申し立てる場合もありまして，その時には，調停での話合いの場もありますよとアドバイスした方がいいのではないかと思ったことが1，2回ほどありました。
- ：他の委員の方は，いかがでしょうか。
- ：そうですね，調停はあまり詳しくはありません。逆に質問ですが，現在の状況では，外国の方が当事者として関わってくることはないのでしょうか。沖縄ではありそうだなと，また潜在的にありそうな気もするのですが，いかがでしょうか。
- ◆：民事調停で外国の方が当事者になることはほとんどありません。年に一人か二人程度です。
- ：それこそ敷居が高くて利用されにくいのかなという気がしたものですから，外国の方が言葉の問題で，大屋さんと家賃のトラブルとか，給与のトラブルとかあって

も、裁判所でいろいろ書く書類とかがあると出向いて来られない要素があるのかなと、思ったものですから。言葉の対応ですとか、そういったものがあまり顕在化していないということですか。

◆：今年に入ってから、一人外国人の方が相手方になった事案がありましたが、その方の場合は、配偶者が日本人で、配偶者が一緒に裁判所に来られて、通訳をしながら対応していただきました。簡易裁判所の場合は許可代理制度があり、弁護士や司法書士でなくても代理人になることができますから、許可代理の申請をしていただいて、調停の期日に同席していただく。もしくは、付き添いで来ました、私が通訳しないと話し合いができませんといった場合には、調停委員会にその旨を伝えて、調停委員会の許可を得た上で、付添人として通訳できる方を同席させるという取扱いも可能であり、誰か連れて来られたら、その場で対応いたします。ご本人さんだけが来て、言葉がわからないような場合は、通訳の件も検討いたします。

●：検察庁は調停とは直接関わることはないでしょうが、今までのお話を聴いてのご感想など何かありますでしょうか。

◎：検察庁では主に刑事事件の仕事をしておりますので、調停などは昔勉強していた頃のレベルで止まっていて、制度もいろいろ変わってきておりますので、相当不正確なものもあるかもしれませんが、委員の皆様のお話を伺っていて、役所というものの敷居の高さというのは、普通の方から見ると相当高いのかなという印象を持ちました。私は検察庁という役所で仕事をしていますが、検察庁も厳しいといいますが、おっかない役所というイメージがあるのかなと、一般にはそう思われているのかもしれないと、そういったところから敷居が高いところと感じているところです。裁判所も検察庁と近いものとして相当な覚悟をもって来ないと建物の中に入れないのかなという気がしました。民事調停の申立てをするにしても、裁判所ではなくて、例えば大型商業施設に窓口があって、そこで申立てができますよということになれば、裁判所に来て申し立ててくださいというのとではかなりイメージが違うのかなという気がします。それは、おそらく制度上無理だとは思いますが、そういう意味では役所が持っている公的な機関という敷居の高さが影響しているのかなと、今日

のお話を聴いている中で感じました。もう一つは、想像になるのですが、沖縄県はそれなりに広さがある、公共交通機関がそれほど発達しているわけではないので、ほとんどの方が自家用車で移動せざるを得ない状況で、移動手段を十分に持っていない方が申立てをしたいと考えていても、申立てをする場所まで行けない、あるいは、沖縄の場合、離島も多くありますので、離島の方で何かやりたいと思ったとしても、そこに住んでいる方がアクションを起こしたくても、それだけで相当な費用がかかるという状況になって、そういう意味での地域の特殊性というほどのものでもありませんが、色々な問題があるのかなと感じたところです。いずれにしても、そう簡単に解決できる問題ではないだろうなと思います。

●：ありがとうございます。その他に何か意見等はありませんか。

◎：私自身は地方裁判所におりまして、簡易裁判所の調停事件を扱ったことがありませんので、今日説明を聴きながら、そうだったんだというところもありました。賃料増額の調停手続がそんなに多いのかと思いました。私自身、地裁で民事事件を担当しておりますので、お金の貸し借りですとか、建物の明渡請求などは多数扱っていますが、賃料増額請求の取扱件数は少ないものですから、なぜそうなっているのか今すぐには分かりませんが、証拠を出して訴訟でやっていくよりもまず話し合いというのが馴染みやすいタイプなのかなと感じたところです。それから、弁護士が代理人になっている調停事件が那覇簡易裁判所だけでも調停事件数の3割くらいはあるとのことですが、調停がうまく成立しなかったときに、一部については、改めて訴訟を起こすことになっていくのですが、請求している額が大きいと、地方裁判所に民事事件として係属することになります。調停がうまくいかなかったので訴訟に移行した事件は、対立が激しいことが多いです。逆に、調停手続を経ていないで、訴訟を起こされて、1回、2回と話を聞いてみると、案外すんなりと和解で解決することもありますので、そういう事案など、本当は最初に調停手続から始めるほうがすんなり解決するものも隠れているのかなと感じることもあります。調停でやり取りした結果や書面などを訴訟で使えないかとの話については、現実問題として、本来、調停では、記録には残さないことを前提で当事者双方からじっくり話をきい

ていることも多いと思いますので、それをそのまま訴訟の資料として記録に残すのは、なかなかハードルが高いと思いますが、もし代理人がついているのであれば、例えば、調停でのやり取りをここは残してほしい旨を代理人から直接積極的に調停委員会に申し出る等することにより、調停委員会でも対応できるものもあるのではないのかなと感じたところです。また、医療訴訟となると地方裁判所の民事事件として取り扱うことになるのですが、それを訴訟から調停に付すという制度はありますが、現実にはなかなか難しいです。建築訴訟については、建築訴訟として提起されたものを地方裁判所の方で調停に付すというのはそれなりに事案としてはありますが、それは、調停委員に一級建築士ですとか専門家の方がいらっしゃるので、調停に付して、専門家の方に調停に入ってもらって、話し合いで解決するというのがやり易い方法だからです。ただ、医療事件ですと、調停委員の医師の方に毎回来ていただくことが難しいという現実がありまして、医療事件を調停で解決しましょうというのは現実的にはなかなか難しいのかなと思います。労働審判については、裁判官と労働審判員として経営者の方と労働者の方、それぞれの立場から話を聞き、説得し、うまくまとまることもよくありますので、そういう経済団体の方ですとかにも調停委員として入っていただくことにより、解決できる紛争も一定程度は確かにあると思います。

- ：これで本日の地方裁判所委員会を終わりたいと思います。本日は、貴重な御意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。

(3) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成29年7月14日（金）午後2時

テーマ 刑事事件関係に関するもの